

結婚新生活補助金

結婚に伴う新生活を経済的に支援し、少子化対策の強化を図るために、婚姻した世帯に対して新居の住居費および引越し費用の一部を補助します。

対象者

次の全ての条件をみたす世帯

- ▷夫婦ともに土岐市に住民票がある世帯
- ▷平成29年3月1日から平成30年2月28日までに婚姻届を提出し、受理された世帯
- ▷平成29年1月1日以降に、結婚を理由に家を取得または引っ越しをした世帯
- ▷夫婦の平成28年分の所得の合計額が340万円未満の世帯
- ▷過去に夫婦ともにこの補助金を受けていないこと
- ▷他の公的制度による家賃補助を受けていないこと
- ▷夫婦ともに市税（転入前の住所地における市町村税を含む）の滞納がないこと

対象経費

平成29年1月1日から平成30年2月28日までの結婚を契機とした転入（転居）にかかる下記の費用

- ▷新規の住宅賃貸費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料など）
- ▷新規の住宅取得費用
- ▷結婚に伴う引越し費用

補助金額 最大24万円まで

申請方法

まちづくり推進課で交付する申請書に記入の上、必要書類を添えて、平成30年3月7日(水)までに同課へ提出してください。詳しくは市ホームページをご覧ください。

問 まちづくり推進課（内線186）



児童手当現況届の手続きはお済みですか？

■児童手当現況届

6月分以降の児童手当を引き続き受けるには「現況届」が必要です。提出がない場合は、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、まだ提出していない方は、至急提出してください。

対象者は、平成29年5月末現在、市で児童手当を受給している全ての方です。

6月1日に「現況届」の案内と届出様式を送りました。



問 子育て支援課（内線154）

介護保険料の納入通知書を発送します

8月4日(金)に、65歳以上の方全員に介護保険料の納入通知書を発送します。また、今年度中に65歳になる方には、誕生月またはその翌月に発送します。

一人一人の保険料が大切な財源です。皆さんのご協力をお願いします。

納付方法により通知書が異なります

- ▷年金天引き、口座振替の方…3つ折りはがき
- ▷納付書で納める方…緑色の窓開き封筒に入った納付書

問 高齢介護課（内線157）

8月は「道路ふれあい月間」



『道きれい そんな所は 人きれい』

- 道路は、普段の生活に欠かせない私たちの財産です。
- ▷落石・倒木などの障害物や道路の陥没などを見つけたら、監理用地課まで連絡ください。
- ▷木や草などが道路上に出ていると、通行の妨げとなり大変危険です。自分の敷地は伐採や草刈りなどして、適正に管理をしてください。

問 監理用地課（内線304）

情報公開・個人情報保護制度の実施状況の公表

市では、市政における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、個人情報の適切な取り扱いと自己情報の開示請求など個人の権利を保障するため、「土岐市情報公開条例」と「土岐市個人情報保護条例」を実施しています。平成28年度の実施状況は下記の通りです。

■情報公開制度の実施状況

- ▷請求件数17件（開示14件、一部開示1件、不存在2件）
- ▷公開された主な文書（業務仕様書、会議録 など）

■個人情報保護の運用状況

- ▷請求件数4件（開示1件、一部開示2件、不存在1件）

■審査請求の状況

- ▷請求件数0件 ※市が行った開示などの決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。

情報コーナー（市役所1階玄関ロビー）には、市が保有する情報を検索するための資料、予算書、統計書、市議会会議録を設置しています。自由に閲覧できますので、ぜひ利用ください。

問 総務課（内線225）